

道路占有許可申請書

新規更新変更

(番号)

丹羽広水発第 号
令和 年 月 日

住所 愛知県丹羽郡大口町河北二丁目23番地
氏名 丹羽広域事務組合
管理者

担当 水道部管理課
電話 0587-95-3400

道路管理者
扶桑町長 殿

道路法第32条第35条の規定により許可を申請します。

占用の目的	上水道管理設（給水引込管）			水道花子
占用の場所	路線名	町道 △△△ 線		車道・歩道・その他
	場所	扶桑町大字○○字○○△△番地先		
占用物件	名称		規模	数量
	ポリエチレンパイプ		φ△△	△△m
占用の期間	令和△△年△△月△△日から 令和△△年△△月△△日まで		間	別紙のとおり
工事の期間	令和△△年△△月△△日から 令和△△年△△月△△日まで		日間	
道路の復旧方法	原形復旧		工事実施の方法 (施工業者名)	別紙のとおり (株式会社□□水道設備)
添付書類	(1)位置図(縮尺2,500分の1)(2)公図の写し(縮尺600分の1)(3)構造図、道路との関係を示す縦断面図、平面図(縮尺100分の1～600分の1)(4)占用面積求積図(縮尺300分の1)(5)工作物等の設置により利害関係が生ずる場合は関係者の承諾書(6)更新の場合は、現に受けている許可の写しを添付。ただし、添付書類の(3)、(4)、(5)は省略することができる。			
上記のとおり許可します。ただし、次の条件を守ってください。 扶土第 号 年 月 日 道路管理者 扶桑町長 印				
1 条件				
2 占用料				

記載要領

1 「許可を申請 協 議」 ・ 「第32条 及び 「許可を申請 協 議」 については、該当するものを○で囲むこと。

2

新規更新変更

 については、該当するものを○で囲み、更新、変更の場合には、目前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。

3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。

4 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。

5 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。

6 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

- 〔条件事項〕
- 1 占用に関する工事（以下「占用工事」という。）に着手しようとするときは、あらかじめ扶桑町長に届け出て、その指示を受け、当該占用工事が完了したときは、直ちに扶桑町長に完了届を提出し、その検査を受けるものとする。
- 2 占用工事の施工により起因して事故が発生したときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、扶桑町長に届け出て、その指示を受けて行うものとする。
- 3 占用工事の施工により道路及び道路の附属物(境界杭を含む)を損傷した場合は、扶桑町長に届け出てその指示を受け、占用者の負担において原形に復旧すること。
- 4 将来、当該道等に切り下げ部が設けられた場合には、所要の防護措置を講じること。ただし、あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合はこの限りではない。
- 5 扶桑町長と第三者との間において紛争を生じたときは、占用者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決すること。
- 6 同時期における上・下水道等の占用工事の実施にあたっては、他の占用者と占用場所・工事期間等を協議調整し、同時施工、同時復旧に努めること。
- 7 道路の占用に関する権利及び義務を譲渡し、貸与し、若しくは担保に供し、又は占用物件を他人に使用させてはならない。
- 8 占用期間が満了するとき（引き続き占用する場合を除く。）又は占用を廃止しようとするときは、あらかじめ扶桑町長に届け出て、原状回復について指示を受けること。
- 9 占用期間の満了後、引き続き当該道路を占用しようとするときは、占用期間の満了の日の1月前までに扶桑町長へ「道路占有 許可申請 書」を提出し、許可を受けること。
- 10 道路管理上、又は道路工事上特に必要が生じた場合のほか、扶桑町長が特に必要と認めた場合には、占用物件の移設、改築、又は撤去を求めることがある。この場合に要する費用は、すべて占用者の負担とする。
- 11 扶桑町公共基準点設置保全について、扶桑町測量保全要綱に該当するときは、工事施工前までには必ず届出書を提出すること。
- 12 占用者は、道路法、同法施行令等関係法規を遵守すること。